

# 參考資料

# 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 行動宣言」

## 女性の活躍には男性のコミットメントが不可欠である。

平成26年6月、女性の活躍に積極的に取り組む男性リーダーが集まり、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 行動宣言」を策定・公表。※平成28年3月31日現在、115名程度。

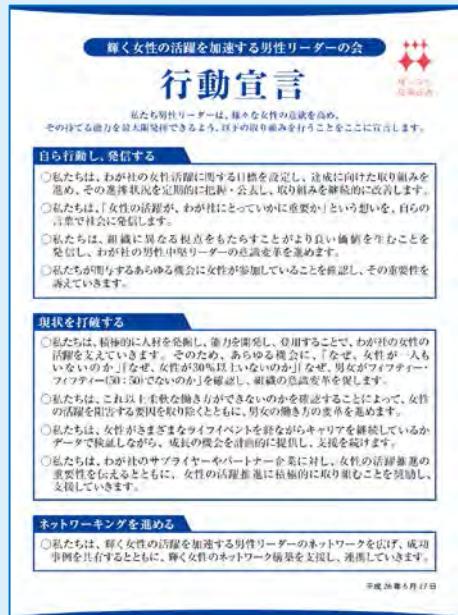
### 行動宣言の概要

「自ら行動し、発信する」

「現状を打破する」

「ネットワーキングを進める」

の3項目からなり、様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮できるよう、具体的に取り組んでいくことを宣言。



### ★賛同者ミーティングにおいて、経営トップ同士が意見交換、情報を共有！



### ★賛同者は、各種イベントで女性活躍の重要性を発信！



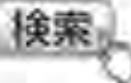
在日米国商工会議所(ACCJ)  
イベントの様子(27年6月)



政府主催 女性が輝く社会に向けた  
国際シンポジウム(27年8月)

### ★活動の詳細や賛同方法は？

男性リーダー 賛同したい



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成28年4月1日全面施行。10年間の時限立法)

## 女性の活躍推進は新たな段階へ。

### 基本原則

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(平成27年9月25日閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

### 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

### 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織できることとする(任意)。

# 「女性活躍加速のための重点方針2016」の検討方針について (平成28年3月15日第48回男女共同参画会議 加藤大臣資料)

## 基本的な考え方

- 「第4次男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定と「女性活躍推進法」の本格施行後、初めての重点方針。基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく。
- 基本計画で強調した以下の事項を中心に、政府を挙げて重点的に進めるべき具体策を盛り込む。
  - ①長時間労働等の働き方や男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革
  - ②更に踏み込んだポジティブ・アクションを通じた積極的な女性の採用・育成・登用の促進
  - ③ひとり親など生活上の困難に陥りやすい女性への対応や女性に対する暴力の根絶など、安全・安心な暮らしの実現
- 女性活躍の主流化に向けて伊勢志摩サミットの関係閣僚会合(4~5月に開催)の成果も取り込み、5月26,27日の首脳会合に向け、我が国の姿勢・取組を打ち出していく。

## 検討する主な具体策(素案)

- 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革
  - ・非正規雇用の女性の待遇改善(同一労働同一賃金の実現 等)
  - ・長時間労働の削減、多様な働き方の推進(労働基準法等改正案の早期成立、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化、テレワークの抜本的拡大 等)
  - ・公共調達を活用したWLB推進の加速(独法や地方公共団体への展開 等)
  - ・男性の家事・育児・介護等への主体的参画の促進(男性の育児休業等を促進する企業へのインセンティブの拡充、家事負担の軽減や子育てしやすくなる商品・サービスの開発、国民的気運の醸成、更なる促進策についての総合的な検討 等)
- 「指導的地位に女性が占める割合30%程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成
  - ・「まず隗より始めよ」の観点からの公務部門の取組加速(女性職員登用加速化重点項目)の更なる推進、女性活躍を進める自治体への支援等の強化 等)
  - ・将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的充実(管理職候補者となる女性を育成する企業へのインセンティブ拡充、女性のキャリア構築への支援、効果的な女性人材育成の在り方についての総合的な検討 等)
  - ・農山漁村における女性リーダーの育成(農林水産業における女性経営者の経営発展の支援 等)
  - ・男性経営者の女性活躍へのコミットメント拡大(「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の全国への波及 等)
- 女性に対する暴力への対応
  - ・性犯罪への対策の推進(法制審の答申が得られた場合は法改正を含む措置、ワンストップ支援センターの設置促進 等)
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
  - ・通称使用に係る課題等の調査検討
  - ・税制、社会保障制度等の見直し(適用拡大の更なる検討、官民の配偶者手当の見直し促進 等)

# 子ども・子育て支援法の改正について

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を上積み：40万人 ⇒ **50万人(+10万人)**

## 【子ども・子育て支援の充実】

内訳「10万人」の

+ 5.6万人分・・・市町村主体の認可保育所等の上積みで対応（市町村計画の合計数）  
←市町村の積極的な取組に対し、整備費・運営費について国費で支援

+ 5万人分・・・企業主導型保育事業により、最大5万人分の受け皿確保  
←事業主拠出金（後掲）財源による整備費・運営費の支援

### ＜企業主導型保育事業＞

☆企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

（特長）

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
  - ・休日等の利用に対応
  - ・短時間等の非正規社員の利用に対応
  - ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
  - ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応
- } (具体的な実例)
- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
  - ・パートタイマー
  - ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

### ＜病児保育の拡充＞、＜企業主導型ベビーシッター利用者支援事業＞

## 【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ（標準報酬の0.15%→0.25%）※事業主負担のみ（労働者負担なし）

- ・平成28年度は0.2%(+0.05%)：835億円
  - ・平成29年度は0.23%(+0.08%)：約1300億円
- ※平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定
- 注）拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収

## ＜地域少子化対策重点推進交付金＞

- ・ 自治体による結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援。
- ・ 平成27年度補正予算（25億円） ⇒ 自治体による先駆的な取組を支援
- ・ 平成28年度当初予算（5億円） ⇒ 優良事例を踏まえた重点事業の横展開を支援

## ＜結婚新生活支援事業費補助金＞

- ・ 低所得者を対象に、新たに婚姻した世帯の住居にかかる費用（住居費・引越費用）を支援する地方自治体に対して補助を行う。（平成27年度補正予算10.9億円）  
※ 世帯年収300万円未満の世帯対象。ただし、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯年収から控除。

## ＜結婚応援のための全国フォーラム＞

- ・ 4月19日（火）に、結婚を支援する立場の方々を対象に最新の取組事例・知見の紹介、実践者や有識者のディスカッションによる情報共有等を行うフォーラムを開催。
- ・ 今後、地方自治体においても、結婚を応援する機運醸成のためのフォーラム等の開催が予定される。